

令和4年度

水道施設整備費改定資料

令和4年5月1日

静岡県企業局

令和4年度 水道施設整備費(新旧対照表)

令和3年度版 頁番号	改定前(令和3年度)	改定後(令和4年度)																																				
P30	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正 (略)</p> <p>別表-3 一般管理費等率</p> <p>(1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="342 419 1115 467"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977$ (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位:円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(=)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="342 707 1115 754"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正 (略)</p> <p>別表-3 一般管理費等率</p> <p>(1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1193 419 2000 467"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.97802 \times \text{Log}(Cp) + 56.92101$ (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位:円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(=)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1193 707 1948 754"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		